

## 新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について

## 1 主旨

新型コロナウイルス感染症については、令和3年6月末から始まった第5波において、病床のひっ迫などの事態が生じ、令和4年1月にはオミクロン株によって急激に感染状況が拡大している。こうした中、住み慣れた地域で安心して医療を受けられる地域医療体制の確保を図るため、令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関に対して支援を実施する。

## 2 令和4年度事業の概要

## (1) 病床確保支援【継続】

新型コロナウイルス感染症専用病床を確保した医療機関において、区民がその病床を使用した場合に補助を実施している。重症・中等症の患者の対応を行う場合、専用の機器の使用や看護体制など、各医療機関の負担が増加するため、令和3年度に引き続き、重症及び中等症の症状を有する区民の対応を行った医療機関に対し、補助額を増額する。

## 対象となる医療機関

ア) 国や都により新型コロナウイルスの入院医療機関として位置づけがされた区内の病院及び有床診療所（感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）、東京都感染症診療協力医療機関、東京都感染症入院医療機関、新型コロナウイルス感染症重点医療機関・協力医療機関）

イ) その他、区長が特に認める病院及び有床診療所

国又は自治体が設置者の医療機関を除く。（自衛隊中央病院【防衛省】、都立松沢病院【東京都】が該当）

## 交付の要件

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者のみを使用することができる病床を区民が使用すること。

## 補助額

	区分	補助額
ア)	重症の区民が病床を使用	1日につき1床あたり24,000円
イ)	中等症の区民が病床を使用	1日につき1床あたり16,000円
ウ)	その他の症状の区民が病床を使用	1日につき1床あたり8,000円

当該医療機関が対象医療機関に位置付けられている期間に限る。

## (2) 発熱外来等の運営支援【変更】

発熱外来等の運営支援として、PCR検査の検体採取を行う医療機関に対し、衛生資材等の確保等に必要な相当額について支援を行う。第5波においては、各医療機関において検

査件数の大幅な増加が見受けられた。検査件数の増加に伴い、衛生資材等の消費量の増加も想定されるため、令和4年度においては、検査件数に応じて補助額を増加して対応する。

#### 対象となる医療機関

区内の病院又は診療所（国又は地方自治体が設置者のものを除く。）であり、PCR検査について行政検体の受け入れ、または保険診療による検査を行うことのできる医療機関であること。

#### 交付の要件

以下について、いずれかを満たすこと。

- ア) 区内で帰国者・接触者外来を運営していること。
- イ) 発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症の疑似症状を有する患者を主に取り扱う外来の診療を1日に3時間以上かつ月に10日以上実施し、かつ当該外来を実施していることをホームページ等で周知、または区のホームページにおいて公開することに同意すること。
- ウ) 訪問診療については、発熱・咳等の疑似症状を有する患者に対して月4回以上の訪問の実績があるもの。

#### 補助額

次に掲げるいずれかの額

	区分	補助額
ア)	保険診療 PCR・抗原検査件数が月300件以上	1か月につき400,000円
イ)	保険診療 PCR・抗原検査件数が月200件以上	1か月につき300,000円
ウ)	保険診療 PCR・抗原検査件数が月100件以上	1か月につき200,000円
エ)	保険診療 PCR・抗原検査件数が月100件未満	1か月につき100,000円

### (3) 休業・縮小施設の再開支援【継続】

医療機関の従業員（医師、看護師、技師、事務員等）又は入院患者に新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いがある者が発生したことにより、外来診療の一部又は全部の休診、病床の一部又は全部の使用を停止し、その後、補助期間中に再開した医療機関を支援する。

#### 対象となる医療機関

##### ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

区内の病院又は診療所（無床診療所については、本事業による発熱外来等を運営していること。）

##### イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

区内の病院または有床診療所

#### 交付要件

##### ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・休診の原因が当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者が発生したこと。
- ・休診していなければ、外来診療（1日3時間以上）または訪問診療が予定されていたこと。

- ・補助期間内に外来診療等を再開すること。

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・病床使用停止の原因が、当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者の発生であること。
- ・補助期間内に病床の使用を再開するものであること。

補助額

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

休診した1ラインごとに、休診した日1日につき41,700円

休診しなければ3時間以上の診察または訪問診療が予定されていた日に限る。

無床診療所については、1診療所を1ラインとし休業開始日より14日間中の診療予定日数を上限とする。

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

使用を停止した病床1つ・使用しなかった日1日につき8,000円

なお、ア)・イ)とも、休診期間または病床の使用停止期間と、り患者または疑いのある者の健康観察期間中のいずれか短い期間を助成期間とする。

(4) 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院等受入支援【継続】

重症化した区民が入院できる病床を確保することを目的に、新型コロナ回復後患者(以下、「回復後患者」とする。)を区内病院から受け入れる施設に対して補助を実施している。

令和3年度第4期より区外病院から区民の転院を受ける医療機関等へも支援及び、転院受入れ施設における補助対象日数を延長した。令和4年度も引き続き実施し、回復後患者の受入れを促進する。

対象となる施設

ア) 転院元病院

区内で新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関

イ) 転院先施設

- ・区内の転院元病院より新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院を受け入れる、区内の医療機関等
- ・区外の新型コロナ入院受入医療機関より新型コロナウイルス感染症回復後患者の区民を受け入れる区内の医療機関等

いずれも国又は地方自治体が設置者のものを除く。

交付要件

- ・転院元病院が退院基準を満たしたと判断した日より3日以内に速やかに転院を行うこと
- ・同一病院内の転床については、新型コロナウイルス感染症回復後患者が退院できない合理的な理由が存在する場合、転院先補助のみ対象とする。

補助額

区分	補助額
転院元病院	患者1名につき 12,000円
転院先受入施設	患者1名1日につき 8,000円(転院後20日間まで) 転床補助については転院後10日間までとする。

自衛隊中央病院【防衛省】、都立松沢病院【東京都】については転院元の施設対象となるが補助については実施しない。

### 3 補助期間

変更については、令和4年4月1日からを対象とし、事業については、令和4年9月30日まで実施する。

### 4 所要経費

所要経費 合計210,930千円

区分	所要額
合計	210,930千円
病床確保支援	105,840千円
発熱外来等の運営支援	73,000千円
休業・縮小施設の再開支援	20,170千円
新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入支援	11,920千円

歳入予算は、全額について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。

### 5 令和3年度事業 第1期及び第2期(令和3年4~9月)実績(調整中)

(【 】内は令和2年度事業(令和2年2月~令和3年3月)実績)

病床確保支援	実施医療機関数	確保された病床数(計)	区民使用延べ病床数
	9【8】病院	173【166】床	10,661【9,423】床
発熱外来の 設置・運営	支援した医療機関数	PCR検査(保険診療)	抗原検査(保険診療)
	76【33】医療機関	39,934回	16,044回
休業・縮小施 設の再開支援	支援した医療機関数	停止病床への補助	休診に対する補助
	4【6】医療機関	870【6,839】床	58【428】日
回復後患者の 転院等受入支援	登録医療機関	転院受入補助日数	転床補助日数
	転院受入8病院 転床8病院	40日	431日

### 6 今後のスケジュール(予定)

令和4年	3月中旬~	事業実施病院への周知、区ホームページ等による周知
令和4年	3月31日	令和3年度事業実績報告締め切り
令和4年	4月1日	事業開始、交付申請受付開始
令和4年	7月29日	令和4年度第1期(4月~6月実施分)実施状況報告締め切り
令和4年	10月31日	令和4年度第2期(7月~9月実施分)実績報告締め切り